

あおり農商工連携助成事業助成金の助成対象経費について

助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものが対象となります。

また、100,000円を超える支払いの場合は、2社以上から見積書を徴収し、取引先を決定してください。

1 謝 金

助成事業において、指導・助言等を受けるために招へいした講師、専門家に対して謝礼として支払われる経費

【留意事項】

共同申請者を講師、専門家として支出の対象にすることはできません。

金額が社会通念や行政機関の規程等に照らして、著しく高額な場合には、その全部又は一部を助成対象経費から除外する場合があります。

(1時間当たりの金額は、教授級：7,400円、准教授級：5,900円)

2 旅 費

上記1の講師、専門家に対して、依頼した業務のために要する旅費として支払われる経費

3 会 議 費

会議を開催する場合のお茶代として支払われる経費で、1人当たり500円以内

【留意事項】

食事代は助成対象外

4 会場借上料

会議等を開催する場合の会場借上料や、イベント出展料として支払われる経費

5 会場整備費

会議等を開催する場合や試作品等を展示会等に出展する場合の清掃費、後片付け費として支払われる経費

6 印刷製本費

資料、報告書等の印刷・製本費として支払われる経費

【留意事項】

原則として、単価は5,000円以内

7 資料購入費

図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

【留意事項】

原則として、単価は5,000円以内

8 通信運搬費

郵便代、運送代等として支払われる経費

【留意事項】

電話代、ファックス代は助成対象外

切手を保有する場合は、受払簿、発送名簿を作成すること

9 集計・分析費

ユーザーニーズ等を集計・分析するために支払われる経費

10 調査・分析費

ユーザーニーズ等を調査・分析する場合のデータ等を購入する費用や、調査員を雇う費用等として支払われる経費

11 広告宣伝費

PRのためのポスター等の作成、新聞広告、TV放映、ラジオ放送等を活用する費用として支払われる経費

【留意事項】

契約書の作成又は請書の徴収を行うこと

共同申請者への発注は対象外

12 翻訳料

翻訳料として支払われる経費

13 原稿料

原稿料として支払われる経費

14 職員旅費

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として事業者や共同申請者に支払われる経費

【留意事項】

助成事業の遂行上、不可欠な目的のための、最小限の人員の出張で、かつ報告書等により出張の目的、成果が確認できるものに限る（助成事業と関係のない視察等は対象外）

事業と関係のない用向き、都合により延長された旅程の旅費は控除すること

（例）事業の用務としては「東京 - 青森」の往復であるが、その前に別件の用務があり、旅程が「福岡 - 東京 - 青森」となった場合でも、対象経費は「東京 - 青森」の往復

グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は助成対象とならない

可能な限り、往復割引、割引切符等を活用すること

15 受講料等

受講料

講習会、研修等の受講料として支払われる経費

消耗品費

消耗品を購入するために支払われる経費

【留意事項】

原則として、単価は10,000円以内

機器借上料

会議等を開催する場合や展示会等に出展する場合の機器・機材の借上料として支払われる経費

雑役務費

当該事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費

【留意事項】

従事したことがわかる「業務日報」を作成すること

16 原材料費

原材料を購入するために支払われる経費

【留意事項】

共同申請者との取引は対象外

17 機械装置・工具器具備品購入費

機械装置・工具器具備品等をリースするために支払われる経費

【留意事項】

備品とは、耐久性のある物品で使用により直ちに消耗することなく、かつ、通常の状態においてその性質又は形状を失わず長期の使用に耐えうる物品

パソコン、プリンターなど汎用性のある事務機器は対象外

契約書の作成又は請書の徴収を行うこと

共同申請者への発注は対象外

18 外注加工費

試作品の製造等の加工作業を外部業者へ委託するために支払われる経費

【留意事項】

契約書の作成又は請書の徴収を行うこと

共同申請者への発注は対象外

19 委託費

上記1～18に該当しない経費で、当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費